

## (2) 文化活動の振興

最近では、障害のある人による芸術活動や、障害のある人も楽しめる舞台芸術公演、展覧会等も各地で開催されるようになってきている。また、国立劇場や新国立劇場においては、障害のある人の入場料の割引を、国立美術館、国立博物館においては、展覧会の入場料の無料を実施しているほか、全国各地の劇場、コンサートホール、美術館、博物館などにおいて、車いす利用者でも利用できるトイレやエレベーターの設置等障害のある人に対する環境改善も進められている。

また、障害のある人の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」（平成26年度）が鳥取県において開催された。

さらに、平成25年に開催された「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」中間とりまとめを受け、平成26年度からは芸術活動を行う障害のある人やその家族、福祉事務所等で障害のある人の芸術活動の支援を行う者を支援するモデル事業を実施するなど、障害者の文化芸術活動の振興を深める取組を行っている。



第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会  
（クライマックスイベント・フィナーレの様子）

# 「障害者の芸術活動支援モデル事業」

## 障害者の芸術活動支援モデル事業の概要

○ 芸術活動を行う障害者及びその家族並びに福祉事業所等で障害者の芸術活動(※)の支援を行う者を支援するモデル事業を実施し、その成果を普及することにより障害者の芸術活動の支援を推進。  
 (※) 障害者の芸術活動のうち、絵画、陶芸などの作品を作る美術分野

### 1. 対象事業・補助基準額・補助率

	(1)障害者芸術活動支援センターの設置 (必須事業)	(2)協力委員会の設置 (必須事業)	(3)調査・発掘、評価・発信 (任意事業)	(4)モデル事業連携事務局の設置 (任意事業)
対象事業	美術活動に取り組む障害者やその家族、支援者に対する支援を推進するため、障害者による美術活動への支援方法や著作権保護に関する相談への対応、美術活動を支援する人材の育成、関係者のネットワークづくりや展示会の開催を行うことを目的として設置。	事業実施計画やその進捗状況の確認、事業実施の協力を行う協力委員会を設置。 〈構成員〉 ・ 実施団体の代表 ・ 都道府県の障害福祉担当職員・文化芸術担当職員 ・ 障害者の美術活動を支援する福祉事業所が加盟する団体の代表 ・ 学芸員、弁護士など	学芸員と実施団体が連携して、作品と制作する障害者の調査・発掘を行い、専門家による評価委員会で評価し、企画展により発信する一連のプロセスを実施	モデル事業連携事務局を設置し、次の事業を行う。 ア. 実施団体間の連絡調整、連絡会議の企画、モデル事業全体の成果報告のとりまとめ イ. 実施団体間の情報共有、意見交換を行うための連絡会議を設置 ※(1)～(3)までの事業を全て行う実施団体の中から1団体を選定
補助基準額	(1)及び(2)の事業を実施 15,000千円以内		(1)、(2)及び(3)の事業を実施 20,000千円以内	(1)、(2)、(3)及び(4)の事業を実施 30,000千円以内
	【補助率】 定額 (対象経費の10/10)			

### 2. モデル事業の実施団体の選定の流れ

・ 各都道府県が推進してきた団体の事業内容について、外部有識者から構成される『評価委員会』において総合的な評価を行い、予算の範囲内で実施団体を決定

